

第 3 回氷見市上下水道事業運営審議会

下水道使用料の適正化と事業運営に関する検討資料

下水道事業の収支状況と事業課題

(1) 下水道事業 (H17～H22 まで) の収支状況 …… (別表：1 の前半分)

- ① 使用料収入 接続率の向上に伴い、微増で推移した。
- ② 繰入金等 横ばいから減少傾向となり、平成 22 年度決算見込みでは、予算額に対し 5,700 万円の減となっている。
- ③ 維持管理費 限界まで圧縮しておりほぼ横ばいで推移した。
- ④ 建設改良費 計画の見直しなどにより、大幅な減少となった。
- ⑤ 元利償還金 平成 19 年度～21 年度において繰上償還し借換えをおこなったため、償還額は一時的に増加したが、以後は年々減少していく。

(2) 今後の見込み (H23～H32 まで) の事業収支見込み …… (別表：1 の後半分)

- ① 使用料収入 平成 26 年度までは横ばいにあるが、平成 27 年度以降は処理区域内人口の減少などにより微減が想定される。
- ② 繰入金等 減少傾向で推移すると想定される。
(繰入金額) H23：1,007 百万円＝>H32：822 百万円 (△185 百万円)
- ③ 維持管理費 微増傾向 (市場価格、人件費等の上昇など) と想定される。
- ④ 建設改良費 計画では、新たな管路整備費として、年間 3～4 億を見込んでいる。
- ⑤ 元利償還金 減少傾向で推移すると想定される。
(年度償還額) H23：1,201 百万円＝>H32：944 百万円 (△257 百万円)

氷見市の下水道事業は、これまでの整備事業に費やした多額経費 (起債額) が残っており、その償還額は事業経費の約 7 割を占めている。しかし、多額の繰入金を受けてはいるものの、その繰入金額や元利償還額は年毎年減少しており、また維持管理費や建設工事費の圧縮により、ここ数年間の事業収支が悪化してきているとは言えない状況で、この傾向は今後 3 年以上続くことが想定されます。

(3) 下水道事業の現状と問題点

① 事業運営の効率化と経営状況（別表：1、別表：2）

事業運営の効率化については、汚水処理費に対する維持管理費の比率や維持管理で見た経費回収率、収益に対する職員給与費など、全国の類似団体と比較しても悪い状況ではありませんが、維持管理費等の圧縮だけでは補えきれない起債（整備事業に要した経費）の元利償還金（事業総支出の約7割）が、まだ多く残った状況にある。

② 浄化センターの処理能力

平成23年3月末での接続率は、84.23%で、未接続者への早期接続を求めているが、浄化センターの処理能力（3池運転）は限界に近づいており、今後の保守や改修時には、汚水の100%処理が厳しい状況にあります。

接続率の向上により増加する汚水の処理のため、第4処理池（機械、電気設備）の整備を検討する必要性が生じてきています。

③ 雨水、不明水の処理状況（別表：3）

平成22年度では汚水処理水量が、5,039,394 m³であるのに対し、有収水量は、3,905,098 m³であり、全体の22%程度が雨水又は不明水と想定されます。

また、現在の浄化センター（汚水処理池：3池）ではこれ以上の汚水を受け入れる余力がないことから、接続率の向上による処理水の増加に対応することと、処理費の削減を図るため、有収率の向上策（不明水の削減）が必要となっています。

※平成22年度

（処理水量 5,039,558 m³、有収水量：3,817,395 m³、有収率：75.7%）

④ 整備拡張事業と施設の老朽化（別表：4）

本市の下水道は、昭和58年に供用を開始し、施設の耐用年数の経過と老朽化とが進んでおり、計画的な更新事業について検討しなければならない状況となっている。

また管路整備事業については、新たな区域への整備事業は休止（延伸）状態としているものの、整備計画は残った状態にあり、更新事業と併せ、今後の下水道事業の方向性について不透明な部分が多くあり、長期的な経営計画が立てにくい状況となっています。

このことから、これまでの整備計画等にとらわれず、新たな事業計画を策定する必要性があります。

下水道の使用料の適正化（値上げ）について

近年、下水道使用料を改定（値上げ）する事業体が多く、富山県内の市でも3年間で、南砺市（H22.5）魚津市（H22.4）、高岡市（H21.5）、射水市（H21.4）富山市、砺波市、滑川市（H20.4）、7市が使用料の改定を行っています。

そのうち、富山、射水、砺波、南砺などは市町村合併後の料金格差の是正を目的としています。

（１）全国的な下水道使用料改定（値上げ）の主な理由と背景

① 使用料収入の減少

環境意識や節水意識の向上と排水人口の減少などにより、使用料収入の減少が見込まれる。

② 維持管理費の増加

処理費や施設の老朽化に伴う機器の修繕や消耗品の交換など維持、運転管理に要する費用が増加している。

③ 建設改良、施設更新事業費の増加

整備事業費や老朽化に伴う施設の改築、更新などに要する費用が、年々増加している。

④ 元利償還金の増加

現在の使用料収入では賄えきれない、多額の起債償還が発生しており事業の経営を圧迫している。

⑤ 一般財源からの補填（繰入金）の増加

上記の4点から、今後ますます使用料だけで必要な経費を賄うことは困難な状況となり、税金を財源とする一般会計からの補填（繰入金）が増加する。

⑥ 事業運営における独立採算の原則論

必要な経費のうち汚水の排除や処理に要する経費は「受益者負担の原則」から、下水道使用料で賄うこととなっている。

⑦ 税の公平性を保つため

事業の運営費の不足に対し、下水道区域外の市民の税金も充てられており、税の公平性を欠いていると考えられる。

⑧ 市の財政事情によるもの

下水道事業への多額の繰入が、市の財政状況を圧迫している。

(2) 使用料の適正化に向けての要点

- ① これまでは、使用料収入は微増と元利償還金の減少（借り換えによる利息の軽減と償還の完了）、維持管理費の圧縮により、市からの繰入金も減少傾向で推移してきました。しかし、起債残高については年々減少しているものの、平成 22 年度末で、131 億（平成 32 年度見込み 70 億）と多額である。
- ② 今後は使用料収入の微減も想定されるが、整備事業（建設改良）費や維持管理費の圧縮、元利償還金の減少により、市からの繰入金の減少は続く見込みで、この傾向が今後 3 年間は続くと予想され、事業収支が現在の状況から、悪化に向かっているとはいえない状況です。
- ③ 一般会計からの繰入金（H22 年度で約 10.2 億円：うち基準外繰入 6 億円（うち市負担分 2.8 億円））も年々減少傾向で推移している。
しかし、他の事業に振り向けることが可能な財源を投じていることから、下水道事業収入を少しでも増やし、市からの補填額が減少することを望んでいる。
- ④ 整備事業の際に、受益者（土地、家屋有する者）から、法令等で定められた受益者負担金等を徴収しており、資本費として使用者に新たに負担を求めるには、施設の更新事業が必要と考えられます。
- ⑤ 下水道使用料は、消費税率の変更（3%⇒5%）による改定を除けば、平成 5 年から 18 年間（23 年 3 月末）も行っていません。これは本市の下水道使用料の設定が県内でも非常に高く、これ以上高く出来なかったからとも言えます。
逆に言えば、多額の繰入れも含め、18 年間も料金改定を行わずに事業を維持することが出来たともいえます。
- ⑥ 整備計画の見直し（延伸）により、多額の整備事業費が縮減され、単年度収支は毎年改善傾向にあります。また、長期的な施設の更新計画（施設の延命化）により施設更新、改築に要する経費の軽減が想定されます。
※ 施設の延命化計画（長寿命化対策）を策定しない場合は、国の補助を受けることが出来ないため、長寿命化計画の策定は避けられない。
- ⑦ 国からの交付税等の先行き、社会情勢の変化が予測できない状況であり、下水道事業計画についても、今後の方向性が不透明であるため、事業の収支計画が立てられない状況にある。
- ⑧ 料金改定についての、様々意見や批判を恐れ避けてきたことが、本事業に対する理解や関心を得ていない状況を作ってきた。「料金の高い安い」の議論を行う前に、本事業の目的、内容、規模などを十分理解してもらう必要がある。

① 繰入金の一部負担（税、事業の公平性）に伴う使用料の改定を行った場合

下水道事業は、独立採算を原則としているが、整備事業に要した経費（起債）があまりにも莫大であり、市一般会計からの多額の繰入れによって収支バランスが保たれている状況です。

また市へは下水道事業を国策として推進してきた経緯から、整備事業費に対する約50%の補助のほか、公費負担分（雨水処理や高資本対策、起債の元利償還金の一部など）が交付税措置されてはいるものの、繰入を補うには至らず、これまでも市による多額の財源補填が行われてきました。

この財源には、未整備地区の市民の負担分や他事業へ振り向けられるべき事業費も含まれていることから、下水道事業を本来の使用者負担の原則に近づけることと、市の財源補填の一部を使用料で賄うこと目的として使用料金を改定するもの。

（改定内容）

現在、市全体に対する下水道整備率は84.2%であることから、現在の使用者に対する、税と料金の二重負担をさけるため、整備率で換算した未整備区域の市民による負担額を年間の汚水処理水量で除した額を、1 m³当りの汚水排出量（下水道使用水量）に加算する。

○平成22年度での試算した場合

一律単価引き上げ： 8.8円（平均改定率：5.7%）

収入見込額： 33,600,000円

○平均使用水量28 m³（1ヶ月）の家庭の場合

（現 行） （改定後）

1ヶ月使用料 4,221円 => 4,467円（264円負担増）

年間使用料 50,532円 => 53,604円（3,072円負担増）

項 目	金額又は水量		
平成22年度繰入額 ①	1,023,494,000円		
うち交付税算定額 ②	742,696,000円		
市負担相当額 ③	280,798,000円	①－②	
整備済区域の市民負担相当額 ④	236,431,916円	84.20%	（整備率）
未整備区域の市民負担相当額 ⑤	44,366,084円	③－④	
年間汚水処理量 ⑥	5,039,555m ³		
1 m ³ 当りの処理単価 ⑦	8.80円	⑤ / ⑥	

② 更新事業に伴う使用料の改定を行った場合

環境浄化センターの運転状況や各施設の老朽化が徐々に進んでいることから、施設、機器等の更新が必要となっており、その更新に要する経費の一部について受益者負担の原則により使用料に加算し負担を求めるもの。

ただし、施設は持続的に使用することから、一時期に費用負担を求めず、その施設の耐用年数（償却年数）により、負担額を決定した。

（改定内容）

・総更新事業費	3, 212, 300, 000円
うち50年償却事業費	907, 300, 000円
うち15年償却事業費	2, 305, 000, 000円
うち使用者負担分	481, 845, 000円
・償却年数割（1年当り）	15, 454, 160円
・1 m ³ 当りの負担額	3. 06円

（年間汚水処理量：5, 039, 555 m³）

・使用水量28 m³（氷見市の一般家庭の平均1ヶ月の使用水量）の場合

（現 行）（改定後）

1ヶ月使用料	4, 221円	=>	4, 307円（86円負担増）
年間使用料	50, 532円	=>	51, 560円（1, 028円負担増）

更新事業内訳（耐用年数の経過により全て更新を行った場合を想定）

更新 年度	管路 整備	環境浄化 センター	小境浄化 センター	農排 施設	マンホール ポンプ	ポンプ 操作盤	マンホール 蓋	計
H24	20,000	10,000			165,000	66,000		261,000
H25	20,000	94,500			25,000	10,000		149,500
H26	20,000	444,000			55,000	22,000		541,000
H27	20,000	511,500			75,000	30,000		636,500
H28	20,000	142,800			20,000	8,000	25,000	215,800
H29	20,000	155,500	30,000		30,000	12,000	25,000	272,500
H30	100,000	86,500			40,000	16,000	25,000	267,500
H31	100,000	107,000			55,000	22,000	25,000	309,000
H32	100,000	92,500			15,000	6,000	25,000	238,500
H33	100,000	138,000		30,000	20,000	8,000	25,000	321,000
計	520,000	1,782,300	30,000	30,000	500,000	200,000	150,000	3,212,300

③ 市民間における生活排水処理及び税負担の公平化のための使用料改定

本市の生活排水処理事業は、市全体の 84.2%の世帯が下水道を利用できる環境となっている。反面、自然に恵まれた地域ほど生活排水処理対策が遅れ、取り残された状態で、下水道整備区域に隣接する地区の市民からは早期の整備を求める声も多くある。

市でも未整備地区の市民に対し同様の生活排水処理事業（下水道整備）を行いたいとの思いもあるが、現在の下水道事業の経営状態や市の財政事情から、これ以上の下水道の整備は困難であり、未整備地区の市民には、個人負担を伴う浄化槽の設置整備をお願いしているのが現状です。

下水道事業に対する市からの繰入金には、未整備地区の市民の税負担や、他事業に振り向けることが出来る財源も含まれていることから、下水道事業への繰入金に当てられている財源の一部を、下水道未整備地区の市民が個人で浄化槽を設置する場合の補助金へと振替えることで、浄化槽設置時の個人負担の軽減を図るとともに、税負担の公平性と生活排水処理対策における市民間の格差是正を図るもの。

（改定内容）

個人の浄化槽設置に対しては、国の基準による補助が行われているが、個人の負担が多くあるため、市では独自の加算補助を行っている。その財源の一部を補うための経費相当分として、汚水 1 m³当りの単価 3 円程度の引上げを行う。

・浄化槽の設置費用

現在の国基準補助額	7 人槽（一般家庭用）	4 4 1, 0 0 0 円
実工事費（内装等を除く）		6 0 万円～9 0 万円

※ 補助金との差額、設置以降の定期検査、清掃管理費（年 7 万円）は設置者が負担

・補助金必要額（7 人槽：6 0 基）

浄化槽設置補助：1 4 7, 0 0 0 円×6 0 基	8, 8 2 0, 0 0 0 円
モデル地区加算：2 1 1, 0 0 0 円×3 0 基	6, 3 3 0, 0 0 0 円
	1 5, 1 5 0, 0 0 0 円

・排出汚水 1 m ³ 当りの負担額	3. 0 1 円
（年間汚水処理量：5, 0 3 9, 5 5 5 m ³ ）	

④ 事業内容の見直しにより使用料を3年間据え置く

ここ数年の間の事業収支は、多額の繰入を受けてはいるものの、支出においては、建設改良（整備事業）の抑制、起債償還の完了等による元利償還金の減少（24年度では、約1.2億円の減）維持管理費の圧縮などにより、総支出額は減少傾向で推移し、収入においては、使用料収入が微増で推移したことから、繰入額も年々減少傾向で推移していることから、事業収支が悪化に向かっているとの説明はできない状況にあります。

他団体が、事業収支や経費回収率（污水处理費に対する使用料収入の比率）の悪化を理由として使用料の値上げを行っているが、他市の改定理由が本市には該当しない状況で、この傾向は今後3年程度は続くことが想定されます。

（単位：百万円）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
使用料等	603	610	613	611	608	605	601
繰入金等の額	1,114	1,062	1,007	874	826	841	851
建設改良費	264	157	171	306	355	349	434
元利償還金額	1,558	1,287	1,201	1,067	1,011	1,019	1,021
起債残高	13,987	13,097	12,299	11,696	11,155	10,589	10,042

現在の市民生活や市内の経済状況に配慮し、整備事業を縮小、延伸により総支出額の削減（効果額：年間2～3,000万円以上）を行うことで、繰入金の減少を図り、料金改定を3年間は見送ることも可能と考えられます。

※ 問題点（3年後に同様の議論とならないために・・・）

- 1、使用料は暫定的なものであり、社会情勢の変動を考慮し、3年毎に使用料の適正化について議論が出来る（誰もが避けられない）システムづくりが必要です。
- 2、使用者の方に、下水道事業の規模や運営状況を、正しく理解していただき、関心を持っていただくために、判り易く説明し、議論が出来る体制づくりが必要となります。
- 3、総合計画の策定とあわせ、将来を見据えた長期的な下水道事業の運営計画を早急に策定する必要があります。
- 4、使用料適正化に対しての説明責任を果たすためにも、使用料の改定に繋がる、収益率の向上を図るための対策（水洗化率の向上や有収率の向上：不明水対策）を進める必要があります。

(参考)

1、使用料改定の方法

① 単価一律改定

用途、使用水量にかかわらず、排出される汚水 1 m³当りの単価を、一律〇〇円又は、一律〇〇%改定する。

② 使用水量段階別の単価改定（逦増制）

使用水量（排出される汚水量）1 m³当りの改定率を、使用水量ごとに変える方法で、基本水量から順に使用水量の少ない方が、改定率が小さく、使用水量の多い大口使用者の改定率は大きい。

現在の料金体系（消費税含まず）

基 本 料 金	超過料金（1 m ³ につき）
8 m ³ まで 1,060 円	30 m ³ まで 146 円
	50 m ³ まで 159 円
	50 m ³ を超える分 171 円

※逦増制では、大口使用者ほど単価が高くなるため、一般家庭の負担は少ないが、氷見市では、既に使用水量別の従量制＋逦増制の料金体系としているため、この改定方法では、大口使用者に対し一層の負担が増え、大きな企業が少ない氷見市では中小企業や水産関連事業者、観光関連事業者への経営圧迫と企業誘致にも大きな影響が出る。

2、一律単価値上げを行った場合の内容と効果

（内容） 汚水 1 m³当りの単価（現行平均単価：154.66 円）を、5 円～20 円の範囲で引上げる。

（効果）	（改定率）	（年間収入増見込）	（改定後の順位：10 市）
	5 円の値上げ（3.23%）	・ ・ ・ ・ 1,900 万円程度	県内：6 位
	10 円の値上げ（6.47%）	・ ・ ・ ・ 3,800 万円程度	県内：4 位
	15 円の値上げ（9.70%）	・ ・ ・ ・ 5,700 万円程度	県内：3 位
	20 円の値上げ（12.93%）	・ ・ ・ ・ 7,600 万円程度	県内：2 位

3、一般家庭用の平均使用料（1 ヶ月 20 m³あたり）

	氷見市	全国類似 団体平均	全国平均
公 共	2,977 円	2,800 円	2,584 円
特 環	2,977 円	2,508 円	2,885 円
農 排	2,977 円	2,917 円	3,056 円
漁 排	2,977 円	3,188 円	3,005 円